

厚生労働省発生食0825第3号
令和4年8月25日

食品安全委員会

委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信
(公 印 省 略)

食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記事項については、同項ただし書に規定される同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

1. 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の5に新たな試験法として「ニタルソン及びロキササルソン試験法」を追加すること。
2. 規格基準告示第1 食品の部A 食品一般の成分規格の5に新たな試験法として「ニフルスチレン酸ナトリウム試験法」を追加すること。

